



長野県議会広報
第120号

こんにちは県議会です

「こんにちは県議会です」は、県議会定例会後に発行しています。



【党派別議員数】

定数	58人
自由民主党県議団	20人
改革・新風	14人
県民クラブ・公明	8人
日本共産党県議団	6人
県政なかの	6人
無所属改革クラブ	2人
無所属	1人
現員	57人
(平成26年4月現在)	

◆正副議長・委員会構成が決まりました

議長就任のごあいさつ



議長
風間 辰一



副議長
村上 淳

この度、第88代長野県議会議長に就任いたしました。

地方分権が推進される中、意思決定機関である地方議会の果たす役割と責任は、益々大きく、その重要性も増しております。

こうした中、県議会では、様々な世代や立場にある方々にも、県議会をより身近に感じていただけるよう、様々な取組による広報の充実や、調査、審議内容のわかりやすい情報開示に努め、「開かれた県議会」を推進しつつ、チェック機能の強化、政策立案、政策提言機能の発揮など、議会本来の活動を充実させてまいります。

引き続き、県民の皆様のご意見をいただきながら、円滑な議会運営を心がけ、長野県の発展のため、力を尽くす所存でございます。

自由民主党県議団……(自)
改革・新風……(改)
県民クラブ・公明……(県)
日本共産党県議団……(共)
県政なかの……(政)
無所属改革クラブ……(K)
無所属……(無)

◎委員長 ○副委員長

議会運営委員会

議会を円滑に運営するために日程などを協議します。また、議会の規律、諸規定などについても話し合います。

◎小松 稔(自) ○中川 博司(改)
服部 宏昭(自) 平野 成基(自)
丸山 栄一(自) 竹内 久幸(改)
石和 大(改) 小松 千万蔵(県)
太田 昌孝(県) 高村 京子(共)
佐々木 祥二(政)

監査委員

垣内 基良(自)

総務企画警察委員会



県行政の総合的な企画調整、地域振興、県財政の状況、犯罪・交通事故・少年非行の防止などについて調査や議案などの審査をします。



県民文化健康福祉委員会



地域の芸術文化の創造、子どもの育成支援、国際交流の推進、高齢者・児童・心身障がい者などの福祉、健康づくりの推進や医療の整備、食品衛生などについて調査や議案などの審査をします。



環境産業観光委員会



商工業・サービス業の振興、雇用や労働対策、観光の振興、地球・自然・生活環境の保全、廃棄物対策などについて調査や議案などの審査をします。



農政林務委員会



農業、水産業の振興、農村の活性化、林業の振興、山村の活性化、森林整備の推進、農林業の災害対策などについて調査や議案などの審査をします。



危機管理建設委員会



都市計画の策定、道路・河川・県営住宅などの建設や管理、建築物に関する指導、景観、消防・災害対策などについて調査や議案などの審査をします。



文教企業委員会



学校教育の充実、生涯学習の推進、文化財の保護、スポーツの振興、公営事業(電気・水道)の運営などについて調査や議案などの審査をします。



◆平成26年2月定例会(2月19日~3月18日)の概要

平成26年2月定例会が開催され、知事から平成26年度一般会計予算案、国の補正予算を活用した経済対策や記録的な大雪による農作物等の災害緊急対策を実施する平成25年度一般会計補正予算案、長野県中小企業振興条例案などの議案が提出されました。

本会議での各党派の代表質問(5名)や一般質問(33名)、委員会の審査などで、記録的な大雪による農業被害対策、長野県の契約に関する条例、新県立大学と県内の高等教育、長

野県子ども支援条例要綱案など様々な課題について活発に議論しました。

審議の結果、総額8,491億2,339万円の平成26年度一般会計予算案など、知事提出議案84件を原案のとおり可決等しました。

議員及び委員会提出議案では、15件の意見書等を可決しました。

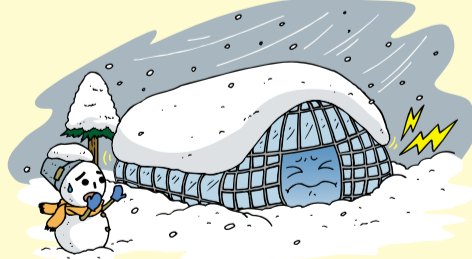
●本会議での主な審議

Q…議員の質問質疑
A…知事・部長等の答弁

詳細な内容は県議会ホームページの録画中継でご覧いただけます。

議論1 記録的な大雪による農業被害対策

2月の記録的な大雪による農業被害対策について議論しました。



Q 今回の大雪による農業被害対策は、農業者に直接届く支援が重要であり、倒壊・損壊した農業施設等の撤去・再建のための経済的支援の見通しはどうか。

A 県の農作物等災害緊急対策事業を国の特別対策事業と一体的に実施し、農業施設等に対してきめ細やかな支援を行う。

Q 野菜や花き、水稻などの種苗確保対策はどうするのか。

A 野菜については、必要量をほぼ確保できる見込みであり、花きについては、地域の実情に応じてきめ細かく対応していく。
水稻については、県内の生産可能な育苗施設と農業者との需給調査を行い、県として早急に必要量を確保する。

議論2 長野県の契約に関する条例

「長野県の契約に関する条例」について議論しました。



Q 条例制定の目的は何か。

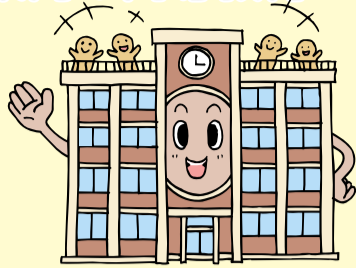
A 県の契約を通じて県内中小企業の受注確保や雇用・労働環境の確保・整備などを図り、県民全体が豊かさを実感できる暮らしの実現を目指していきたい。

Q 条例の制定は県内の産業振興にどのような効果をもたらすのか。

A 県産品の利用拡大や専門的な技術の継承など県内の産業振興と企業の健全な経営につながるものと考えている。
また、地域の実情に応じた多様な入札方式の活用や地域要件の設定等によって、県民の安心・安全を支える建設産業などの県内事業者が将来にわたり活躍できる環境の整備につながると考えている。

議論3 新県立大学と県内の高等教育

新たな県立4年制大学の設置と県内の高等教育について議論しました。



- Q** どのように県内私立大学や所在地域の市町村等関係者の理解を得ていくのか。
- A** 県外に進学している優秀な学生層にとって、基本構想の理念を実現し、新県立大学が高度で魅力ある大学となることが、関係者の理解を得ていく上で重要だと考えている。
引き続き私立大学と意見交換しながら、県内高等教育の振興のため共に連携・協力していきたい。
- Q** 県内の私立大学に対する支援策をどう位置付けるのか。
- A** 県内高等教育の振興にとって、県と県内私立大学が力を合わせて、学生の確保や大学機能の充実など様々な取組を行うことが、極めて重要だと考えている。
支援策を通じて、大学の「知」を地域に還元すると同時に、長野県で学ぶ魅力を県内外に発信していきたい。

議論4 長野県子ども支援条例要綱案

長野県子ども支援条例要綱案について議論しました。



- Q** 条例制定の目的は何か。
- A** 子どもを取り巻く社会環境が変化中、虐待や体罰、いじめなどの困難を抱える子どもたちをしっかりと支える必要があり、子どもたちが自らを大切に思う気持ちを持って自分らしく成長できるよう社会全体で応援するために条例を制定したい。
- Q** 新たに設置する総合相談窓口と子ども支援委員会の役割は何か。
- A** 既存の相談窓口では必ずしも十分対応しきれない相談を総合的に受け付ける窓口として総合相談窓口を設置する。
子ども支援委員会は、総合相談窓口では解決できない困難な事案について、公平・中立な立場で対応する。
また、総合相談窓口と子ども支援委員会が、市町村や民間団体などのネットワーク化の中心となり、県全体として子どもを支援する体制を構築していく。

調査 2月の大雪による農業用施設等の被害状況を調査しました

3月7日(金)、農政林務委員会は、2月の大雪による農業用施設等の被害状況を佐久市で調査しました。



経済雇用対策・農作物等災害緊急対策

補正予算を他の議案に先立ち可決しました。

消費税率の引上げによる影響を緩和し、県内の経済雇用対策を早期に実施するため、平成25年度一般会計補正予算案を他の議案に先立ち2月27日(木)に可決しました。
また、2月の大雪による農作物等の災害緊急対策を早期に実施するため、平成25年度一般会計補正予算案を他の議案に先立ち3月10日(月)に可決しました。

可決

平成26年2月定例会で可決した議員等提出議案一覧

- 長野県議会議員の定数並びに選挙区の合区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例
- 長野県議会委員会条例の一部を改正する条例
- 政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
- ウイルス性肝炎患者への医療費助成の拡充等を求める意見書
- 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に向けた取組への支援を求める意見書
- 経済の好循環を実現するための施策の推進に関する意見書
- 国土強靱化の推進に関する意見書
- 公共工事の執行に関する環境整備を求める意見書
- 領土等に関する学校教育の充実に関する意見書
- 花き産業の振興を求める意見書
- 手話言語法(仮称)の制定を求める意見書
- 貸切バスの運行形態を考慮した措置を求める意見書
- 過労死等の防止に関する基本法の制定を求める意見書
- 雪対策の強化を求める意見書
- 雇用の安定を求める意見書

意見書は国などに提出し実現を求めました。

◆長野県議会選挙区・定数研究会が検討結果を議長に報告しました

都道府県議会議員の選挙区を定める公職選挙法が平成25年12月に一部改正されたことを受け、選挙区・定数研究会(会長:服部宏昭議員、副会長:竹内久幸議員)において、選挙区に関する検討を行い、次期改選(平成27年4月予定)の選挙区は現状どおりとする報告を本郷一彦議長に行いました。(この報告書は県議会ホームページでご覧いただけます。)

これを受け、県議会では、次期改選の選挙区は報告のとおり現状どおりとすることを決定し、併せて、公職選挙法の一部改正により必要となった条例の改正を行いました。

※この条例改正による選挙区の区域や名称に変更はありません。

【選挙区・定数研究会の報告(概要)】

今回の法改正では、多様な選挙区の設定が可能となったため、選挙区の設定は、各地域の意向を調査する等、慎重かつ十分に検討する必要があるが、条例改正の周知期間を勘案すると、十分な検討時間がとれないことから、現行の選挙区でやむをえない。

郡や村の数が全国最多の本県では、現行の郡・市単位の選挙区が根付いており、選挙区の変更は、過疎地域や小規模町村等に住む県民の意見を丁寧に聴くなど、慎重に検討すべきである。



(研究会長から正副議長に検討結果を報告)

公職選挙法一部改正のポイント

- 都道府県議会議員の選挙区は、「郡」「市」の基本単位から、一定の要件の下で「市町村」の単位により設定。
- 選挙区の変更が行われるまでは、現行の選挙区とすることができる。
- すべての選挙区を条例で定める。

県議会ホームページをご覧ください

長野県議会

検索

携帯サイトはこちらから→



県議会ツイッターをご覧ください

アカウント @Naganokengikai

皆様のフォローをお願いします。